

# 公益財団法人やまがた産業支援機構賛助会員規程

## （目的）

第1条 この規程は、公益財団法人やまがた産業支援機構（以下「機構」という。）の賛助会員に関する必要な事項を定める。

## （賛助会員）

第2条 賛助会員は、機構の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した法人、個人又は団体とする。

2 賛助会員の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般賛助会員

(2) 特別賛助会員

## （入会）

第3条 賛助会員に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、機構に申し込むものとする。

2 賛助会員の入会は、理事長が承認する。

## （会費）

第4条 会費は、以下のとおりとする。

(1) 一般賛助会員 年額30,000円（1口）

(2) 特別賛助会員 年額30,000円を超える額

2 入会月が年度途中の場合の当該年度の会費は、前項の規定にかかわらず、入会月から3月31日までの月割計算とする。この場合、入会日が月の10日以降であるときは、翌月からの計算とする。

3 収納した会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用し、残額についてはこの法人の管理運営に使用することができるものとする。

## （賛助会員への支援）

第5条 機構は、経営相談、受発注の取引あっせん、セミナーや商談会等の開催及び各種情報の提供等の実施事業において、賛助会員の支援に努めるものとする。

## （加入期間）

第6条 賛助会員の加入期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

ただし、賛助会員から退会の申し出がない場合は、毎年度自動的に加入期間を更新するものとする。

### (退会)

第7条 賛助会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届を機構に提出しなければならない。

2 機構は、賛助会員が正当な理由がなく会費を続けて2年以上滞納した場合は、当該会員は退会したものとみなすことができる。

3 機構は、賛助会員が退会しても、既に納入された会費は返還しない。

### (個人情報の保護)

第8条 賛助会員の情報の取扱いについては、機構個人情報保護方針に従って管理するものとする。

### (その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

1. この規程は、公益法人の認定を受け移行の登記をした日から施行する。
2. 財団法人山形県企業振興公社会員規約（平成7年4月1日施行）は廃止する。

#### 附 則

この改正規程は平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正規程は、公益財団法人山形県企業振興公社と公益財団法人山形県産業技術振興機構の合併が効力を生ずる日から施行する。